

地方からの提案個票

<関係府省第1次回答まで>

重点	ヒアリング事項	ページ
5	資格付与者の見直し	1
1	国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由の廃止	22
31	社会福祉主事の任用資格要件の緩和	32
7	マイナンバー制度等における情報連携の活用によって申告書の提出等を不要とする見直し	35
10	租税特別措置に関する市町村事務の見直し	39
19	建替えを伴わない団地集約の場合においても公営住宅の明渡請求を可能とする見直し及び公営住宅建替事業における「近接する土地」の明確化	42

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	218	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務は都道府県知事ではなく総務大臣が行うこととする

提案団体

福岡県、福島県、全国知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務(試験事務)については、「都道府県知事」ではなく「総務大臣」が行うこととするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

行政書士は、都道府県の区域内に限らず全国で通用する国家資格であり、その試験事務については、行政書士法において、「自治大臣が、毎年一回以上行う。」とした上で、「自治大臣は、行政書士試験の施行に関する事務を都道府県知事に委任するものとする。」とされていた。

その後、地方分権一括法による行政書士法の一部改正により、全国で通用する国家資格であることには変わらないものの、「試験問題の難易度を客観的に判断できること」、「書類の受け手の判断を反映できること」などの理由から、試験事務は、平成12年度から都道府県の自治事務と整理された。

併せて、試験事務は、問題作成、採点、試験会場の確保、試験監督などかなりの負担であったことから、「指定試験機関に委任することができる」旨の規定が行政書士法に置かれ、現在全ての都道府県知事が、試験事務を指定試験機関に委任している。

【支障事例】

特に、試験事務のうち合格の決定に関する事務が、総務省令(行政書士法施行規則)により指定試験機関への委任対象から除かれていることから、毎年度、都道府県と指定試験機関との間で、受験者に係る個人情報の郵送、行政書士試験合格証への大量の押印、行政書士試験合格証の郵送など、慎重な取扱いを要する事務が発生している。

また、都道府県と指定試験機関との間のやり取りにより、指定試験機関から合格者への行政書士試験合格証の発送に時間がかかることにもつながっている。

【制度改正の必要性】

合格の決定に関する事務の中心は、試験問題の難易度を判断し、合格基準を設定することにあるが、試験問題の作成に全く関与していない都道府県知事が試験の合格基準を独自に設定することは困難であり、現状として、試験問題を作成した指定試験機関の設定する合格基準を形式的に追認する形となっている。

合格決定を含む試験事務は、全国で通用する国家資格に関する事務であり、全都道府県が指定試験機関に委任している現状においては、都道府県の自治事務と位置付ける必要性は乏しいと考えられる。

【支障の解決策】

国が一括処理した方が効率的な事務として、試験事務を「都道府県知事」ではなく「総務大臣」が行うこととすることで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

毎年度、都道府県と指定試験機関との間で発生している受験者に係る個人情報を含む書類の郵送、行政書士試験合格証への大量の押印、行政書士試験合格証の郵送など、慎重な取り扱いを要する事務が削減される。また、指定試験機関による合格者への行政書士試験合格証の発送時期が早期化できる。このように、制度改正により業務の効率化及び合格者の利便性の向上につながる。

根拠法令等

行政書士法第3条第2項、第4条第1項、行政書士法施行規則第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、栃木県、滋賀県、徳島県

—

各府省からの第1次回答

行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととするについては、これまでの制度経緯や、提案団体以外の都道府県をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論すべきと考えるが、都道府県における事務負担の軽減に関しては、以下のように考えるところである。

現在、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センター（以下、「研究センター」という。）は、試験の公示や受験申し込みの受付、試験問題の作成、合格証の交付等の試験事務の大半を担っている。都道府県は、研究センターの事業計画や収支予算案に対する意見等、委任事務の監督等に係る事務のほか、試験事務の実施に関し、「①合格の決定」、「②合格者の公報への掲載」、「③合格証への都道府県知事印の押印及び合格証の郵送」の事務を行っている。

「①合格の決定」については、行政書士法第4条第1項及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第2条において研究センターに行わせることができないと規定されている。当該事務の中心は、試験問題のレベルを判断し合格基準を設定することにあるが、これを試験問題の作成者である研究センターではなく都道府県知事において行うこととしているのは、試験問題のレベルを客観的に判断できる者により行うことが試験の信頼性が向上すると考えられたことや、試験の実施主体として実績があるとともに、行政書士が作成する書類の多くを受ける官公署である都道府県において行うことが適当と考えられたことによる。一方、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることがご提案の趣旨と受け止めているところである。この点、他の国家試験における取扱い等も踏まえて、検討すべきものと考えている。

「②合格者の公報への掲載」については、国の法令で義務づけているものではなく、各都道府県の規則等で定めている事務であり、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。

「③行政書士試験合格証への大量の押印及び行政書士試験合格者証の郵送」については、現状、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県と指定試験機関との間の協議が調った場合には、研究センターにおいて合格証に電子的に知事印の印影を刷り込み、都道府県を介さず、直接合格者に発送する取扱いを可能としており、令和7年度試験においては、8都府県がこの取扱いにより事務を処理する予定と伺っている。このような運用が可能であることについて、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターとも連携しながら、未実施の都道府県に周知してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によって、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると思われる。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調 理 師:試験申込件数-370 件/年、新規申請件数-438 件/年、年間作業時間-約 350 時間
- ・製菓衛生師:試験申込件数-185 件/年、新規申請件数-118 件/年、年間作業時間-約 370 時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師：試験申込件数-218 件/年、新規・書換え・再交付件数-492 件/年、年間作業時間-約 295 時間
- ・製菓衛生師：試験申込件数-89 件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61 件/年、年間作業時間-約 62 時間

また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続に時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続にはすぐに対応できない。

各府省からの第1次回答

回答については別紙。

【警察庁】**①警備員指導教育責任者**

警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。

当該資格に係る事務についても、都道府県警察が実施しており、講習により警備員の資質及び知識・技能の向上を図るとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。

また、同資格者証については、警備業法に規定する警備員指導教育責任者講習を受けて、その課程を修了した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している同講習については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が講習を実施する場合、実施主体数の減少に伴って講習の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、講習を受講できない者の増加、講習会場までの金銭的負担の増大等、講習の受講希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。

なお、警備員指導教育責任者に係る手続については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。

②機械警備業務管理者

警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。

当該資格に係る事務についても、都道府県警察が実施しており、講習により警備員の資質及び知識・技能の向上を図るとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくな

るおそれがある。

また、同資格者証については、警備業法に規定する機械警備業務管理者講習を受けて、その課程を修了した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している同講習については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が講習を実施する場合、実施主体数の減少に伴って講習の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、講習を受講できない者の増加、講習会場までの金銭的負担の増大等、講習の受講希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。

なお、機械警備業務管理者に係る手続については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。

③警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者

警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。

当該資格に係る事務についても都道府県警察が実施しており、知識及び能力に関する検定を実施するとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。

また、合格証明証については、警備業法に規定する検定に合格した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している検定については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が検定を実施する場合、実施主体数の減少に伴って検定の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、検定を受講できない者の増加、検定会場までの金銭的負担の増大等、検定の受検希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。

なお、警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書に関する手続については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライ

ン化を検討中である。

④射撃指導員

都道府県公安委員会は、個々の申請者の適格性を審査した上で適格性のある者のみを射撃指導員に指定する必要がある。その際、猟銃等の所持許可を2年以上継続して所持していることのほか、関連法令を遵守し、射撃指導員として相当な人格識見を有することや、猟銃等の取扱いについて相当な知識を有すること等の基準に適合するかどうかを個別に審査する必要がある、これを国において一元的に行うことは極めて困難である。

さらに、都道府県公安委員会は、指定後に適格性の失われた射撃指導員の指定が継続することのないよう指導・監督を行う必要がある。具体的には、射撃指導員としての実績の確認、必要に応じた試験や射撃技能の確認等を行わなければならない、これらを国において一元的に行うことも極めて困難である。

射撃指導員の指定と、その後の指導・監督とを異なる主体に行わせるのは、事務処理の一貫性及び効率性の観点から望ましくないことに鑑みても、射撃場における射撃の適正を期し、射撃に伴う危害の防止を期するためには、射撃指導員の指定及びその後の指導・監督は、いずれも都道府県公安委員会が行うべきものである。

なお、射撃指導員の指定の申請については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。

⑤駐車監視員資格者

当該資格に係る各種申請については、警察行政手続オンライン化システムの対象となっており、業務効率化が図られる予定となっていることから、地方から国に一元化して地方の業務負担を是正する必要性が乏しいほか、地方から国に一元化することによって、会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。

⑥運転免許

運転免許証の記載事項変更は、その交付をした都道府県公安委員会ではなく、住所地を管轄する都道府県公安委員会において行うこととなっているほか、マイナ免許証のみを有する者は、警察において利用開始手続を行うことにより、市区町村に住所等（住所、氏名及び生年月日）の変更の届出をすれば、都道府県公安委員会への届出が不要となるなど、既に利用者の利便を確保するための措置が講じられていることから、資格に関する一連の事務について、地方から国に集約して一元化する必要性に乏しい。

また、運転免許は、全国統一の団体により試験事務が行われている国家資格とは異なり、申請から運転免許証交付まで、試験を含む全ての事務を都道府県公安委員会（都道府県警察）が実施しているところ、これらの事務を国に一元化した場合、試験会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。

⑦技能検定員・教習指導員

技能検定員・教習指導員の資格情報の管理は、資格者証を交付した都道府県公安委員会が行っているところであるが、資格者証の記載事項変更の申請をオンラインで可能とするシステムの構築を進めているところであり、業務効率化が図られる予定となっていることから、地方から国に一元化して地方の業務負担を是正する必要性が乏しい。

また、技能検定員・教習指導員は、全国統一の団体により試験事務が行われている国家資格とは異なり、申請から資格者証交付まで、審査を含む全ての事務を都道府県公安委員会（都道府県警察）が実施しているところ、これらの事務を国に一元化した場合、試験会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。

【こども家庭庁】

保育士については、児童福祉法第 18 条の 18 及び児童福祉法施行令第 16 条の規定に基づき、保育士試験合格者においては試験に合格した都道府県の知事に、指定保育士養成施設の卒業者については申請書提出時点の住所地の都道府県知事に申請することにより、登録を受けるものである。

保育士については、指定保育士養成施設を卒業した者と保育士試験に合格した者が登録を受けて業務を行うことになっている。都道府県知事は、児童福祉法施行令第 5 条第 1 項に基づき、大学・短大等が児童福祉法施行規則第 6 条の 2 の 3 に規定する指定保育士養成施設の基準に適合するか否かを確認して養成施設の指定を行うとともに、指定後においても保育士の養成の適切な実施を確保するための検査等を行う必要がある。また、保育士試験についても、児童福祉法第 18 条の 8 に基づき、都道府県が実施する必要がある。一方で、こうした事務について国が全国一律に行うことは困難であり、都道府県に担っていただく必要があるところ、指定保育士養成施設の卒業者や保育士試験に合格した者の保育士登録についても都道府県が事務を担い、都道府県に保育士の資格管理全体を行っていただくことが適当である。

また、都道府県知事は、保育士が信用失墜行為を行うなどした場合、児童福祉法第 18 条の 19 の規定に基づき、保育士登録の取消し等を行うべきか確認する必要がある。保育所等の設置認可や指導監督等については都道府県等が担っているところ、事案が生じた際に必要な事実確認をして保育士の資格管理を適切に行うためには、それらの事務との連携が重要であり、こうした点からも都道府県が事務を担うことが適当である。

加えて、令和 7 年 4 月に改正された児童福祉法において、保育士・保育所支援センターを都道府県に整備することが義務化され、保育士・保育所支援センターが円滑に職業紹介や研修の案内等を行う上で、個人情報を適切に管理しつつ、保育士登録簿との情報の連携を行うことが期待される所、当該連携を円滑に図る観点からも引き続き保育士の資格管理を都道府県が担うことが適切である。

以上の理由から、本提案については実現が困難であると考えているが、都道府県事務の負担軽減は重要であり、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用の検討等、必要な取組を進めてまいりたい。

受胎調節実地指導員（以下「指導員」という。）については、母体保護法第 15 条及び母体保護法施行規則第 9 条の規定に基づき、内閣総理大臣の定める基準に従った認定講習（以下単に「認定講習」という。）を終了した助産師、保健師又は看護師が、住所地の都道府県知事に申請することにより、指定を受けるものである。

都道府県知事は、母体保護法施行令第 6 条の規定に基づき、認定講習が母体保護法施行規則第 17 条に規定する認定基準に適合しなくなったと認める場合は、講習の認定の取り消しを行う必要がある。一方で、当該講習が、各地域の実態や社会背景等に応じて実施されること

も踏まえ、国から当該講習の実施状況の確認を全国一律に行うことは困難であるほか、当該講習の終了を踏まえた申請及び指導員の指定も含め、都道府県が事務を担うことが適切である。さらに、指導員が働く機関として医療機関等が想定されるが、医療機関等を監督する都道府県知事において、適切に指導員を指定することが必要である。

また、都道府県知事は、母体保護法施行令第1条第2項に規定する被指定者への標識の交付等についても実施する必要があるところ、当該手続に関連した指導員の指定及び講習に係る事務についても、標識の交付等と同一の主体である都道府県知事が行うことが適切である。なお、仮に、標識の交付等も含めて国で事務を実施する場合には、申請者等が都道府県の身近な窓口で標識の受け取り等各種手続を実施できないこと等による利便性の低下などが懸念される。

このため、本提案については実現が困難であると考えているが、都道府県事務の負担軽減は重要であり、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用の検討等、必要な取組を進めてまいりたい。

【総務省】

危険物取扱者及び消防設備士に関する事務のうち、試験に関する事務については、現在、全ての都道府県が、消防法に基づく指定試験機関である（一財）消防試験研究センターに対し、事務の委任をしているところであるため、都道府県における事務負担は基本的に生じていないものと考えている。

また、免状の交付・再交付・書換に関する事務についても、現在、全ての都道府県が、同センターに対し、交付承認等の事務を除いて、私法上の契約により事務の委託をしているところであるため、都道府県における大きな事務負担は生じていないものと考えている。

本提案については、今後、都道府県における事務の実態などをお聞きしてまいりたいが、都道府県に大きな事務負担が生じていないことや消防行政における都道府県の役割、事務処理の効率性の観点から、現行の仕組みには一定の合理性があるものと考えている。

行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととするところについては、これまでの制度経緯や、提案団体以外の都道府県をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論すべきと考えるが、都道府県における事務負担の軽減に関しては、以下のように考えるところである。

ア．資格付与者を国に転換することについて

各都道府県知事が実施する試験事務については、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センター（以下、「研究センター」という。）に事務を委託されており、研究センターでは、試験の公示や受験申し込みの受付、試験問題の作成、合格証の交付等の試験事務の大半を担っている。都道府県は、研究センターの事業計画や収支予算案に対する意見等、委任事務の監督等に係る事務のほか、試験事務の実施に関し、「①合格の決定」、「②合格者の公報への掲載」、「③合格証への都道府県知事印の押印及び合格証の郵送」の事務を行っている。

「①合格の決定」については、行政書士法第4条第1項及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第2条において研究センターに行わせることができないと規定されている。当該事務の中心は、試験問題のレベルを判断し合格基準を設定することにあるが、これを試験問題の作成者である研究センターではなく都道府県知事において行うこととしているのは、試験問題のレベルを客観的に判断できる者により行うことが試験の信頼性が向上することと考えられたことや、試験の実施主体として実績があるとともに、行政書士が作成する書類の多くを受ける官公署である都道府県において行うことが適当と考えられたことによる。一方、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることがご提案の趣旨と受け止めているところである。この点、他の国家試験における取扱い等も踏まえて、検討

すべきものであると考えている。

「②合格者の公報への掲載」については、国の法令で義務づけているものではなく、各都道府県の規則等で定めている事務であり、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。

「③合格証への大量の押印及び合格証の郵送」については、現状、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県と指定試験機関との間の協議が調った場合には、研究センターにおいて合格証に電子的に知事印の印影を刷り込み、都道府県を介さず、直接合格者に発送する取扱いを可能としており、令和7年度試験においては、8都府県がこの取扱いにより事務を処理する予定と伺っている。このような運用が可能であることについて、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターとも連携しながら、未実施の都道府県に周知してまいりたい。

イ.国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請について

行政書士の登録については、行政書士法第6条第3項に基づき、都道府県ではなく日本行政書士連合会が行政書士名簿への登録の事務を行うこととされており、氏名等登録事項に変更があった場合においても、同法第6条の4に基づき、所属する行政書士会を經由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請することとされており、現状、都道府県における大きな事務負担は生じていないと考えている。

なお、行政書士試験の合格者の氏名や住所が変更となった場合や、合格証を紛失した場合等においては、各都道府県の規則等に基づき、「行政書士試験合格証明書」等の名称で事実証明の書類の発行が行われているものと承知しているが、当該事務は法令により行う事務ではないことから、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。

【文部科学省】

前提として教員免許とは、教員となる資格のあることを公証するものであり、法令上、教員は各相当の免許状を有する者でなければならないとされている。このことにより、相当免許状を有しない者が教員になることはできないため、相当免許状主義の確実な運用に当たっては、管理する免許状の授与、失効、取上げ等の情報を正確かつ迅速に把握した上で、原簿への記入、官報への公告、特定免許状失効者等である場合のデータベースへの登録等、適切な免許管理を行う必要がある。また、特に臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与することができる免許状であるため、地域の実情に応じて速やかに授与することができる必要があるとともに、特別免許状についても、優れた知識経験等を有する社会人等を教師として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図ること目的として、任命権者等の推薦に基づき授与する免許状であるため、地域のニーズに応じて機動的に授与することができる必要がある。こうしたことも踏まえ、教育職員免許法制定時より、教員免許の授与及び管理を、多くの公立学校の教員の任命権者でもある都道府県教育委員会において実施することとしている。

そのため、現在都道府県の有する教員免許に関するこれらの権限を全て国に移譲する場合、例えば、公立学校の教員の任命権者である都道府県教育委員会が懲戒免職処分を行った際、文部科学省への申請が必要となることにより、当該都道府県が行った処分情報の把握、当該情報に基づく免許の失効等処理に時間がかかることで適切な免許管理が困難になり、相当免許状主義の確実な運用に支障をきたすおそれがある。また、臨時免許状や特別免許状については、上述のとおり必要となった時に迅速に授与することが重要であるが、文科省へ申請が必要となることにより、例えば、臨時免許状を有する者を即時に採用することができず、授業の実施に支障をきたすといった問題や、地域のニーズを適切にくみ取れず特別免許状の授与がなかなか進まないなどといった事態が生じるおそれがある。

また、平成10年5月29日に閣議決定された地方分権推進計画に基づき機関委任事務制度が廃止されるとともに、教員免許に関する事務については、授与件数が極めて多数であることによる国民の利便性、事務処理の効率性等の観点から自治事務とされた経緯があるが、令和5年における教員免許の授与件数は193,359件であり、機関委任事務から自治事務へと変更された平成10年における教員免許状の授与件数である232,604件と比較しても引き続き授与件数は20万件前後と極めて多数であり、当時の状況から大きな状況の変化が起きていない。加えて、文部科学省は地方支分部局を有していないため、仮に国に教員免許に関する事務が移譲された場合、全ての申請者が文部科学本省に対して申請を行うことになり、事務処理手続きに膨大な時間を要するとともに、申請者にとっては利便性が損なわれることが予想される。

こうした観点から、教員免許に関する事務を全て国に移譲することは困難であると考える。

【厚生労働省】

＜職業訓練指導員試験＞

職業訓練指導員試験については、職業訓練の水準を全国で一定の水準以上となるよう担保する観点で、国が作成する基準問題を踏まえ、都道府県において作成しているが、免許職種（123種類）ごとに試験内容が異なることから、毎年、各都道府県において、各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設の職業訓練指導員の充足状況等を勘案して、試験の実施の有無、試験を行う免許職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定しており、今後も、各都道府県が必要と判断した試験を実施した方が効果的かつ効率的であると考え。このため、支障事例で挙げられている「全国統一での資格試験の実施など、事実上全国的な基準による運用がなされているものもあるため、都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい」ものには該当しないため、資格付与者を国とする見直しを行うことは困難である。

＜技能士＞

都道府県知事が実施する技能検定試験（現在 111 職種）については、全国同一水準で実施するために、中央職業能力開発協会が作成した試験問題及び試験実施要領を用いて行うこととしているが、都道府県知事がその地域における産業の動向、受検の状況等を勘案して、実施職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定し、都道府県職業能力開発協会を指導監督しながら試験を実施しており、今後も、各都道府県知事が必要と判断した試験を実施した方が効果的かつ効率的であると考え。

このため、支障事例で挙げられている「指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国的な基準による運用がなされているものもあるため、都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい」ものには該当しないため、資格付与者を国とする見直しを行うことは困難である。

＜登録販売者＞

登録販売者の試験事務及び販売従事登録に関しては、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下等の懸念が想定されることから、当該提案については実現すべきではないと考える。なお、これらとあわせて自治体から本件に係る事務（予算・定員財源含む。）を引き上げた場合の地方行政に対する影響等の観点からも慎重に考慮する必要があると考える。

＜毒物劇物取扱責任者＞

毒物劇物取扱者の試験に関しては、試験内容、合格証の交付を含むその取扱いは各都道府県において運用されていることから、厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅

に増加することに加えて、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下等の懸念が想定されることから、当該提案については実現すべきではないと考える。なお、これらとあわせて自治体から本件に係る事務を引き上げた場合の地方行政に対する影響等の観点からも慎重に考慮する必要があると考える。

<栄養士・調理師>

栄養士については免許の付与等について、また、調理師については試験の実施及び免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。具体的には、栄養士免許及び調理師免許の令和5年度の交付数はそれぞれ16,344件、23,790件となっている。

さらに、調理師試験については、厚生労働大臣の定める基準により全都道府県において実施されているところ、一部の都道府県においては、独自に試験を作成・実施している状況にあり、令和5年度の試験では19,783人が受験している。このため、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続き等に支障を来すことが予想される。

このように、免許付与や試験の実施等の当該事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、前述のような支障が生じるおそれがあり、当該提案については実現すべきではないと考える。

<製菓衛生師>

製菓衛生師の免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。

また、製菓衛生師の試験については、製菓衛生師法に基づき長年都道府県がその事務を行っているところ、この事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、事務の標準化にもコストがかかることになるため、当該提案については実現すべきではないと考える。

<クリーニング師等>

クリーニング師等の免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下という懸念や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。

また、クリーニング師の試験については、クリーニング業法に基づき長年都道府県がその事

務を行っており、各都道府県において、その試験内容、試験形式等が大きく異なる。これらの事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、事務の標準化にもコストがかかることになるため、当該提案については実現すべきではないと考える。

<介護支援専門員>

介護支援専門員証の交付等については都道府県知事が行うこととされているが、これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定され、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続き等に支障をきたす恐れがあるため、当該提案については実現すべきではないと考える。

<訪問介護員>

「訪問介護員」は介護保険法における「訪問介護」を行うものを指すが、「資格・免許」ではないため、本提案の対象外と考える。

なお、介護保険法施行規則に規定の「介護職員初任者研修」及び「生活援助従事者研修」の課程を修了し、証明書の交付を受けたものについては「訪問介護」に従事することができるが、当該研修については、具体的な支障事例に書かれているような、資格試験や免許証の申請、資格者名簿の書き換え申請は、法令上規定していない。

【農林水産省】**【家畜商法（家畜商）】**

家畜商の免許制度については、資格付与に当たって必要となるのが講習と登録のみであり、家畜取引の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習の実施や家畜商の監督を行うことが必要であることから、それらの実情に通じた都道府県知事を資格付与者とする制度としているところであり、国を資格付与者とすることは、直ちには困難である。

【家畜改良増殖法（家畜人工授精師）】

家畜人工授精師の免許制度については、資格付与に当たって必要となるのが講習及び試験、登録であり、地域の畜産業の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験の実施や家畜人工授精師の指導を行うことが必要であることから、それらの実情に通じた都道府県知事を資格付与者とする制度としているところであり、国を資格付与者とすることは、直ちには困難である。

【経済産業省】**【砂利採取法・採石法】**

砂利採取法においては、都道府県により試験の作成、実施、合格証の交付に加え、砂利採取業を行おうとする者の登録、砂利の採取計画の認可も含め、一元的に実施している。また、採石法においては、都道府県により試験の作成、実施、合格証の交付に加え、採石業を行おうとする者の登録、岩石の採取計画の認可も含め、一元的に実施している。

資格付与に係る事務のみを国に移すことは、都道府県と国の間で受検者に関する情報の共有や、資格付与に関する手続きが新たに必要となる。

また、合格証の変更については、結婚において苗字が変わったとしても、変更の必要はなく旧姓使用が可能である。

加えて、経済産業局（沖縄総合事務局含む）は9局であり、国の機関に移すことにより現在の都道府県ごとある資格交付事務を行う窓口から大きく減少する。

以上より、提案にあるように、資格付与事務を国に移すことにより一元的な管理を行うこととなり効率的であるということには当たらず、及び利用者にとっても利便性が向上するとは期待できない。

【火薬取締法・高圧ガス保安法・電気工事士法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律】

火薬取締法、高圧ガス保安法、電気工事士法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における国家資格の付与に係る手続について、法令毎に当該国家資格の制度趣旨を踏まえ、当該手続を国で実施する妥当性やその実務上の影響等を鑑み検討する。

【国土交通省】

昭和 24 年に通訳案内士法の前身である通訳案内業法が策定された際、登録手続き（当時、免許手続き）を都道府県事務とした趣旨は、通訳案内業者の指導取締りの便宜を考慮するためである。今日においても、通訳案内士法第 31 条に定める禁止行為について、違反行為発生時には、都道府県警の関係機関等と迅速に連携する必要性があることを踏まえ、通訳案内士制度の実効的な制度運用を支えるべく、資格登録手続きを都道府県事務とするのが適切と考えている。

全国通訳案内士の資格登録手続きに係る都道府県事務の負担軽減は重要であると考えており、このため、平成 30 年には、各都道府県からのご提案を踏まえ、資格登録手続き時に提出を求めている書類（健康診断書及び履歴書）の簡素化を実施し、都道府県の負担軽減に努めている。さらに、令和 4 年より、「国家資格等情報連携・活用システム」において全国通訳案内士の資格登録手続きを可能とするため、それに必要な自動採番（登録番号の付与）や住所移転時の登録情報の引継ぎの機能が具備されるよう、観光庁からデジタル庁に働きかけるなど調整を進めている。

引き続き、都道府県等の要望も鑑みながら、都道府県事務の負担軽減に取り組んでいく。

宅地建物取引士は、令和 7 年 3 月 31 日現在、全国で約 121 万人登録者数がある国家資格である。そのため、仮に国土交通省で一元的に宅地建物取引士の登録申請等を受け付けることとした場合、当該申請等の手続処理について、相当な時間を要することが予想されるほか、国土交通省が行っている他の行政手続等に支障を来すおそれがあることから、対応は困難なものと認識している。

一方で、都道府県によっては、法定講習機関に宅地建物取引士の登録申請関係事務等を業務委託している例もあるものと承知している。

また、宅地建物取引士の登録申請等について、申請者の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）により、オンライン化に向けたシステム環境整備を推進しており、各都道府県においても令和 6 年度下半期以降、順次オンライン手続を開始頂いている。このため、オンライン手続を導入いただいている都道府県においては、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担は軽減されるものと理解している。なお、「居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となる」点、申請者の事務負担になっている旨もご要望を頂いているが、申請者の必要に応じて、宅建業法第 19 条の 2 の規定に基づき、宅地建物取引士の登録を受けている者が従事、又は従事しようとしている事務所が存在する都道府県に対して、登録の移転を申請することが可能となっている（当該手続についても、各都道府県が導入していれば、eMLIT によるオンライン申請が可能となっている）。

二級建築士又は木造建築士の試験及び登録に係る事務については、建築士法に基づき、各都

道府県が指定した機関がその事務を行っている」と承知している。

他方で、都道府県知事は資格付与者として、試験及び登録に係る事務以外にも懲戒処分等を行う権限を有しており、都道府県知事の適切な指導監督を通じ、本資格者制度の適切な運用が図られているところ。

これは二級建築士又は木造建築士は通例その都道府県内など限られた域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事していることが多く、地域の実情に応じた指導監督を行う観点から、当該区域を管轄する都道府県知事がこれらの事務を担うことが、制度の運用にあたって適切であると考えられるためである。二級建築士又は木造建築士に係る制度を適切に運用していく観点からも、引き続き都道府県が制度を運用することが望ましいと考えられる。

【環境省】

鳥獣保護管理法は自治事務であり、都道府県や市町村が地域の関係者と連携して鳥獣保護管理行政を進めているところで、全国一律的な運用ではなく、地域ごとに柔軟な運用がなされている。

鳥獣保護管理の根幹をなす狩猟免許については適正・知識試験のみならず実技試験も実施しており、上記の理由から各都道府県の実情に応じた運用がなされているところで、各都道府県がそれぞれ事務を行う合理性および必要性があるもの。

具体例で挙げている「利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要があり、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。」について、狩猟免許に係る情報の変更申請先は発行元の都道府県ではなく、現居住地の都道府県であるためこの支障には該当しない。

都道府県が狩猟免許試験を実施するにあたり、狩猟免許の申請については昨年度省令改正により、オンラインによる申請を可能としたところであり、オンライン手続きを促進していくことについては都道府県に裁量がある。

以上の理由から狩猟免許に係る手続きにおいて先方が挙げる支障や問題意識には当たらず、制度変更の必要はない。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁、厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

97

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止

提案団体

新潟県、岐阜県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

管理栄養士免許の各種申請(免許申請、免許証書換え交付申請、名簿訂正申請、免許証再交付申請、登録抹消申請)について、オンラインで申請された場合の都道府県経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

管理栄養士免許の各種申請について、申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとされている。手数料も収入印紙で国庫に入り、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。

なお、当県の場合、令和3年度には①免許申請:133件、②免許証書換え交付申請:7件、③免許証再交付申請:1件、④免許証書換え交付申請と免許証再交付申請を同時に行うケース:4件の案件があり、保健所及び本庁での受付審査にそれぞれ①:80分、②及び③:40分、④:50分程度の時間を要した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の事務負担が軽減される。

根拠法令等

栄養士法施行令第1条、第3条、第4条、第5条、第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、山梨県、長野県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

〇当市においては、申請者から申請書類等の審査を行い県に進達を行うとともに、発行された免許証を県経由で受理し、申請者に対し交付している。

県を経由していることから、申請から交付まで約4か月間、また、登録済み証についても発行までに1~2か月間要しており、その間申請者から進捗状況の問合せが多く寄せられている。

以上のことから、オンライン申請により県を経由することがなくなれば、免許証及び登録済み証の交付期間が短縮されることとなり、申請者においてはメリットが感じられることになると思われ、また当市においては申請者からの問合せ件数の減少に繋がる可能性がある。

〇当県での令和3年度の処理件数について、①免許申請:90件、②名簿訂正書換申請:74件、③再交付申請:11件があり、書換と再交付の同時申請に関するケースは1件あった。

○当県の場合、令和3年度には①免許申請:508件、②免許証書換え交付申請:237件、③免許証再交付申請:18件の案件があり、保健所及び本庁でそれぞれ受付審査を行っている。審査は複数名で行っており、審査にかかる時間は約1分/件程度であるが、不備があった場合は、確認・補正等に相当期間要する。

○当県では平成31年4月に開校した管理栄養士養成校が開設4年目を迎え卒業生(80人程度)が輩出することもあり、栄養士および管理栄養士免許の事務作業が大幅に増加する見込みである。

令和4年度の新規免許取得者は130件近く予定しており、例年の免許申請数より著しい増加が見込まれる。(令和3年度管理栄養士免許新規申請者は49件)

事務処理増加に伴う職員の配置増はなく、担当職員の業務負担が大きくなる見込みである。加えてオンライン申請の開始により、申請者からのオンラインシステムに関する問い合わせ対応等の業務が増えることも懸念される。

オンライン申請は保健所(窓口)を介さない手法ということで立案されたと認識しているが、保健所を介さないことにより、本庁で確認作業や差し替えの依頼を実施することとなり、事務負担が大きくなる恐れがある。

以上のことからオンライン申請(保健所窓口を介さない申請)については都道府県経由事務の廃止を求める。

○当県も同様に、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。

各府省からの第1次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の検討において、管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化についても関係省庁とも協議の上、検討を行っているところである。

都道府県経由事務については、一連の免許関連手続のうちどの程度までオンライン化が可能かは今後の検討によるものの、可能な限り事務負担が軽減されるよう、引き続き管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化の検討の中で議論を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

経由事務の具体的な内容は、申請書の記載チェックを始め、住所氏名などの戸籍謄本等添付書類との照合、栄養士免許の確認、補正依頼まで、形式審査ではなく、国に代わり実質的な審査事務を行っていることから事務の負担が大きく、要する時間も長くなっている。特に申請の多い3~4月は、年度替わりの繁忙期とも重なり特に事務負担が大きくなっている。

また、現行では申請者が住所を管轄する保健所にて申請を行うため、対面での受付、書類の一次審査などが保健所の負担となっている。特に多忙を極める新型コロナウイルス感染症対応の中で、経由事務がさらに保健所業務を逼迫させている。

令和3年度の新潟県の申請内容では、免許申請が最も多く、133件となっており、1件あたりの処理に要する時間は約80分となっており、合計すると、年間所要時間は新潟県の場合は、約24日分に相当し、共同提案団体の岐阜県では、約34日分に相当する。

都道府県経由事務が廃止されれば、オンライン化による迅速化に加え、都道府県を経由する時間の削減により、都道府県の事務負担が軽減されるとともに、申請者への免許証の迅速な交付が可能となる。

申請者のメリットにも繋がり、事務の効率化も図れることから、オンライン化に当たっては、「都道府県経由事務の廃止」を前提とした事務フローとなるよう検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

国家資格等の制度所管省庁は、システムにより申請手続をオンライン化するに当たっては、都道府県経由事務が原則として不要となるよう整理すべきではないか。システムを所管するデジタル庁としても、当該整理を促すべきではないか。

なお、管理栄養士に係る都道府県経由事務については、現在全ての都道府県を対象に実施しているヒアリングの結果を集約した上で、その結果及び今後の方向性を第2次ヒアリングでお示しいただきたい。デジタル庁は、システムの構築・制度設計に際しては、都道府県経由事務が存在しない手順フローに対応できるようにすることを標準仕様とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

都道府県経由事務については、関係省庁とも協議の上、継続して検討を行っているところである。また、管理栄養士免許の所有者は、例外なく栄養士免許も所有しているため、管理栄養士免許手続と栄養士免許手続のオンライン化を一体的に進めることが申請者の負担軽減につながるという観点も踏まえ、栄養士免許の手続について、都道府県にアンケート調査を実施し、システムの利用意向等を確認中である。一連の免許関連手続のうち、どの程度までオンライン化が可能かについては、アンケートの結果やシステムの制度設計等を踏まえ、引き続き、管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化の検討の中で議論してまいりたい。国家資格等情報連携・活用システムについては、都道府県経由事務を廃止した手順フローについても対応できるよう設計・開発を行うこととする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁(2)】【厚生労働省(10)】

栄養士法(昭22法245)、医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、薬剤師法(昭35法146)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)

各法令で定められている免許の申請等に係る手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、令和6年度からオンラインによる手続を可能とするに当たり、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について検討し、令和5年中の可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号 (管理番号	40-1 40)	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

看護師等の免許証に係る交付事務における都道府県経由事務の廃止

提案団体

秋田県、栃木県、全国知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保健師・助産師・看護師免許の交付事務について、都道府県事務の負担軽減と免許を受ける者の不利益回避のため、国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を推進するとともに、都道府県の経由事務を廃止する。併せて、依然存置される紙申請の場合についても、都道府県経由事務を廃止する。

具体的な支障事例

現在、都道府県で申請書類を受け付け、書類に不備がないことを確認した後、厚生労働省へ進達しているが、事務作業に大きな労力を費やしている。
また、厚生労働省に申請書類が到達し、申請に対して許可された日をもって看護師籍への登録となるため、大量の申請書類が集中する時期には、書類の確認および進達に係る作業に時間を要し、厚生労働省への到達が遅れ、看護師籍への登録が遅れるなど、免許を受ける者に不利益を与えることがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請書類は住所地の都道府県を経由して厚生労働省へ提出するため、タイムラグが発生し、看護師籍への登録に時間がかかることから、都道府県が書類を受理した日で看護師籍への登録として欲しいとの要望があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を進め、都道府県の経由事務を廃止することで、都道府県事務が大幅に省力化される。
また、申請から到達までのタイムラグがなくなるため、免許証交付の迅速化につながり、早期の免許を望む申請者の利益となる。

根拠法令等

保健師助産師看護師法施行令第1条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、東京都、墨田区、荒川区、神奈川県、長野県、岐阜県、寝屋川市、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島市、徳島県、久留米市、熊本市

○オンライン申請を従来の紙と同様の事務の方法で進めると、都道府県が閉庁している場合等に、チェックが止まってしまうことになる。これでは、いつでも申請を行えるオンライン申請の恩恵を享受できない。加えて、厚生労働省への到達が遅れることになり、申請者の不利益につながる恐れがある。オンライン申請が申請者から国へ直接行われる場合、申請から到達までに時間がかからず、看護師籍等の登録が速やかに行われることで、申請者及び申請者が勤める医療機関等の利益につながるため、オンライン申請の活用が促進される。また、免許の経由にかかるチェック業務には、多くの時間と人員を割いているため、都道府県事務の省力化に大きく貢献する。

○提案に加え、書類の不足や誤りがあった場合に、厚生労働省から都道府県を経由して本人に修正を依頼しており、これに大きな労力と時間を要する。

○県で申請書類の確認を行い、厚生労働省への進達に至るまで、不備の修正等に多大な時間を要している。特に、年度末の試験合格発表日後には申請が殺到し、厚生労働省への進達が遅くなり、免許の発行が遅れることがある。

○個人からの免許申請状況に関する問い合わせ等についても、都道府県が間に入ることで、時間もかかり、手間も増えることから、オンライン申請等システムを構築し都道府県の経由事務廃止が望ましい。

○都道府県の経由事務が廃止されないと、引き続きオンライン上で申請を審査し、窓口で免許証を交付する事務を行う必要があり、事務負担の軽減が期待できない。

各府省からの第1次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日)に基づき、デジタル庁において、国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築が進められており、看護師等の免許申請においても、令和6年秋より当該システムを活用したオンラインでの申請を開始する予定である。

オンライン申請により、事務の一部が省略されて都道府県事務の負担が軽減される見込みであり、当該システムの活用により、都道府県の事務負担が可能な限り軽減されるよう、厚生労働省において、検討していきたい。また、都道府県事務のさらなる軽減に向け、オンライン申請や紙申請の場合の都道府県事務の廃止については慎重に検討していきたい。

なお、看護師等の免許証の到達が遅れることによる申請者への不利益が生じないようにする配慮については、医師等免許登録確認システムによる登録済証明書のオンライン発行、紙申請書への添付によるはがき発行により対応をしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県の看護師等免許の新規申請件数は年間約400件で、その大部分が3月下旬に集中しているほか、書換等の手続きも250件程度あり、事務負担が非常に大きい。オンライン化でこれらの事務負担の一部が軽減されることのお考えであるが、オンライン化後も都道府県経由事務が存続すれば、従来どおり申請内容の不備への修正対応等の確認作業など、事務負担が重い業務が引き続き県に残るおそれがあることを懸念する。むしろ、紙による申請とオンライン申請の両方に対応しなければならないため、異なる事務処理が必要となり、負担が増えることも懸念される。

また、申請者の不利益については、申請行為が都道府県を経由することに時間を要するため、登録が遅れることによる登録済証明書等の発行の遅延など、免許証交付の遅れ以外の不利益が生じると見込まれる。

よって、事務の効率化と申請者の不利益回避を図るため、オンライン化に当たっては、紙申請とオンライン申請のいずれの場合にも「都道府県経由事務の廃止」を前提とした事務フローとなるよう検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【墨田区】

システムの効率的な活用(オンライン申請は都道府県等の経由不要)を早急に検討していただきたい。また、免許証授受にかかる来庁負担への配慮・免許証交付遅れによる不利益への配慮の面からも、国から申請者へ免許証を直送していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。

各府省からの第2次回答

保健師・助産師・看護師免許証の交付事務については、都道府県における適切な医療提供体制の確保のため、医療関係資格制度の適正な運営が重要であり、国と都道府県において役割を分担して実施しているところ。ご提案の趣旨及び都道府県の運用状況等を踏まえつつ、引き続き、検討してまいります。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(3)】【厚生労働省(14)】

医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、死体解剖保存法(昭24法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)

各法令で定められている免許等の申請(医師法施行令3条、歯科医師法施行令3条、保健師助産師看護師法施行令1条の3第1項、死体解剖保存法施行令1条、診療放射線技師法施行令1条の2、歯科技工士法施行令1条の2、臨床検査技師等に関する法律施行令1条、理学療法士及び作業療法士法施行令1条及び視能訓練士法施行令1条)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用することにより、都道府県経由事務の負担軽減を図るとともに、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について引き続き検討し、それを踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号 (管理番号	40-2 64)	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国家資格等のオンライン登録申請に係る経由事務の廃止等

提案団体

埼玉県、山形県、福島県、栃木県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、岐阜県、大阪府

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1) 国家資格等のオンラインでの登録申請については、保健所及び都道府県を経由せず、国が申請者に免許を直送すること。
- (2) 国家資格等の紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすること。

具体的な支障事例

令和6年度に、マイナポータルを経由する国家資格等情報連携・活用システムを構築し、「国家資格登録手続き等のオンライン化」及び「国家資格等の情報の提示・認証等のデジタル化」が図られる予定である。

デジタル・ガバメント実行計画で、このシステム構築は、申請者の対面や郵送での手続きの負担、行政機関等の紙ベースの処理等の負担を解消するため、届出時の添付書類を省略し、また当該資格の所持をマイナンバーカードの電子証明書で提示できるようにするものとされている。

医師免許等の厚生労働大臣免許で導入が進められており、保健所への来所や紙書類の提出が不要となる。しかし、医師等の免許について、令和6年1月24日に、オンラインによる申請等が行われる場合には、国家資格等情報連携・活用システムを使用した審査等を、紙の場合と同様に都道府県経由で行うことを想定しているとの連絡があった。

保健所は申請者に開庁時間に合わせ受け取りに来るよう通知することとなり、オンライン化しても来庁する負担が軽減されない。国が申請者から郵送費を徴収し紙の免許証を直送すれば来庁負担がなくなる。

また、そもそもデジタル資格者証(スマートフォンで資格所持を提示できる機能)が整備されることから、これを原本とすれば、紙の免許証を保持・提示する必要はなく利便性が向上する。

国家資格登録手続き等のオンライン申請の事務の流れは、「紙の場合と同様」とすることなく、デジタル・ガバメント実行計画の取組方針の趣旨を踏まえ、申請・審査・交付の一連の処理を都道府県(保健所)を経由することなく、国が一元的に実施すべきである。また、紙の免許でなく電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすることを提案する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

- 業務従事までの期間短縮 早く業務に従事できるよう、申請者本人のみならず勤務先からも免許登録済みかとの問合せが多い。
- 窓口に行く負担の軽減 申請者からは開庁時間に保健所窓口に行くことが就業等で負担であるとの意見がしばしば寄せられる。
- 携帯できる免許の要望 埼玉県調理師会から調理師免許を紙ではなく、運転免許証のようにいつも携帯できるような形態にして利便性を向上してほしいとの要望が出された。大臣免許・知事免許を問わず、免許紛失時の

再発行が、デジタル資格者証が原本となれば発生しなくなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市民の来庁負担の軽減、電子証明書化によるペーパーレス、手続削減につながる。業務に従事できるようになる期間の短縮も期待される。

根拠法令等

例) 医師免許
 医師法第6条第2項
 医師法施行令第3条、第5条第1項、第6条第1項、第8条第1項及び第9条第1項、第9条第5項並びに第10条第1項及び第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、東京都、墨田区、荒川区、神奈川県、川崎市、長野県、寝屋川市、兵庫県、広島市、山口県、徳島県、久留米市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○都道府県の経由事務が廃止されないと、引き続きオンライン上で申請を審査し、窓口で免許証を交付する事務を行う必要があり、事務負担の軽減が期待できない。

各府省からの第1次回答

(1)「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日)に基づき、デジタル庁において、国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築が進められており、医師等の免許申請においても、令和6年秋より当該システムを活用したオンラインでの申請を開始する予定である。
 オンライン申請により、事務の一部が省略されて都道府県事務の負担が軽減される見込みであり、当該システムの活用により、都道府県の事務負担が可能な限り軽減されるよう、厚生労働省において、検討していきたい。また、都道府県事務のさらなる軽減に向け、オンライン申請や紙申請の場合の都道府県事務の廃止については慎重に検討していきたい。
 医師等の免許証の授受にかかる来庁の負担に対する配慮については、医師等免許登録確認システムによる登録済証明書のオンライン発行、紙申請書への添付によるはがき発行により対応している。
 (2) デジタル庁において開発・構築を行っている国家資格等情報連携・活用システムにおいては、原本所持の代替手段等として活用できる機能として「デジタル資格者証」の機能を設けることとしている。これは、名簿情報を基にマイナポータル上で資格情報を表示しないしは、電子媒体の形式で出力するものであり、改ざん検知を可能とする仕組みも組み込むこととしている。
 デジタル資格者証については、厚生労働省において、原本所持の代替手段等としての積極的な活用に向けた対応を検討し、また、デジタル庁において、各資格の実情を踏まえた機能改善の実施について、検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1) オンライン化により、都道府県事務の負担が軽減されるとのお見込みであるが、現時点で厚生労働省から示されている医師等の免許証のオンライン申請では、申請者に対して免許証発行のお知らせをする機能や現在窓口で徴収している郵券に代わる郵送料を徴収する機能が実装されないなど負担軽減とは言えない。むしろ都道府県においては紙申請とオンライン申請の両方に対応する必要があり、事務及び費用面の負担は増える見込みである。これらの負担がいずれも紙の免許証を都道府県を経由して交付することにより生じているものであるからこそ、都道府県の経由事務を廃して国が申請者に対して免許証を直送するよう提案している。慎重に検討されるのであれば、都道府県が必要とする機能の実装等の必要な調整が行われるまではオンライン申請の開始時期を延期いただき、必要な措置等が行われないのであれば検討期間中は都道府県が行う経由事務を厚生局等において担当いただきたい。
 なお、来庁の負担に対する配慮として挙げている登録済証明書のオンライン発行及び紙申請書への添付によるはがき発行は、免許証交付までの間の資格証明のための措置であり、免許証の授受に係る来庁は必要となることから配慮とはならない。また、国が申請者に対して免許証を直送すれば、都道府県を経由する期間が短縮さ

れるため、登録済証明書の発行といった措置の必要性が下がることを申し添える。

(2)上記(1)に関する第1次回答の不十分さは、電子証明書を免許証原本とする検討が進んでいないことがその一因であると思料する。提案内容の実現を図るべく、厚生労働省及びデジタル庁における検討を早急に進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮城県】

厚生労働省の説明会資料では、「国家資格システムの申請の場合、郵送交付の切手代について、各都道府県毎に手数料を設定出来る機能を具備していないため対応不可」とあり、厚生労働省からはオンライン申請については郵送交付を行わないなど、都道府県の判断において適正に運用していただきたいとの回答があった。

つまり、申請者はオンライン申請の場合は免許証を窓口に取りに行かねばならず、紙申請の場合は来庁せずに郵送での受け取りが可能ということになる。経由事務の負担軽減が期待できないばかりでなく、申請者の負担軽減にもほど遠い状況となっている。国が申請者から郵送費を徴収し紙の免許証を直送すれば来庁負担がなくなることから、オンラインで完結する免許交付の方策をご検討いただきたい。

【墨田区】

(1)システムの効率的な活用(オンライン申請は都道府県等の経由不要)を早急に検討していただきたい。また、登録済証明書発行は医師等免許証交付と別の事務であり、免許証授受にかかる来庁負担への配慮・免許証交付遅れによる不利益への配慮の面からも、国から申請者へ免許証を直送していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

(1)国家資格等のオンラインでの登録申請については、事務の一部をオンライン化しても、申請者の負担軽減は大きくなく、一方で、保健所や都道府県は既存の紙申請書への対応に加え、電子申請にも対応する必要があり、かえって事務負担が増え苦慮している。従って、自治体からの実務上の課題などを反映させた、実効性のあるオンライン化の推進、システムの効率的な活用を図る観点から、オンライン化を進める必要があるという意見が寄せられている。

(2)デジタル資格証については、病院監視時の医師免許確認等での利用も視野に自治体がシステム上で有資格者を確認できるようにしていただきたいとの意見も寄せられている。

各府省からの第2次回答

(1)医師等免許証の交付事務については、都道府県における適切な医療提供体制の確保のため、医療関係資格制度の適正な運営が重要であり、国と都道府県において役割を分担して実施しているところです。ご提案の趣旨及び都道府県の運用状況等を踏まえつつ、引き続き、検討してまいります。

(2)現行制度下においては、各資格の根拠法規の解釈において、免許証は紙により交付することが一般的な運用であるところ、法令上、「デジタル資格者証」を紙の免許証と同一の位置づけとすることができるのか等、国家資格システムにおける機能の実装状況等も踏まえて慎重に検討してまいります。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(2)】【厚生労働省(13)】

医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、死体解剖保存法(昭24法204)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)

免許証(医師法6条2項、歯科医師法6条2項、保健師助産師看護師法12条5項、診療放射線技師法8条1項、歯科技工士法6条2項、臨床検査技師等に関する法律6条2項、理学療法士及び作業療法士法6条2項及び視能訓練士法6条2項)、認定証明書(死体解剖保存法4条2項)及び指定医証(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令2条の2の2)のデジタル化については、国家資格等情報連携・活用システムにおける資格情報の証明及び提示機能の活用が進むよう環境を整備することについて、引き続き検討する。

4【デジタル庁(3)】【厚生労働省(14)】

医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、死体解剖保存法(昭24法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)

各法令で定められている免許等の申請(医師法施行令3条、歯科医師法施行令3条、保健師助産師看護師法施行令1条の3第1項、死体解剖保存法施行令1条、診療放射線技師法施行令1条の2、歯科技工士法施行令1条の2、臨床検査技師等に関する法律施行令1条、理学療法士及び作業療法士法施行令1条及び視能訓練士法施行令1条)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用することにより、都道府県経由事務の負担軽減を図るとともに、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について引き続き検討し、それを踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4【デジタル庁(4)】【厚生労働省(16)】

准看護師の登録事項の変更(施行令3条3項)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、就業地の都道府県知事の経由を要しないこととする。

4【デジタル庁(5)】【厚生労働省(21)】

精神保健指定医の指定のための申請等(施行令2条の2から2条の2の5)に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号	131	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	131)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会福祉主事の任用資格要件の緩和

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護業務において、多様な人材の従事を可能とするため、社会福祉主事の任用資格要件の緩和を提案する。

【要件緩和の内容】

社会福祉主事の任用資格要件に実務従事経験を加味した要件を追加する。

具体的な支障事例

【現行制度】

社会福祉法においては「指導監督を行う所員、現業を行う所員は、社会福祉主事でないといけない。」とされており、生活保護の支援事務に従事する職員(査察指導員・ケースワーカー)には社会福祉主事の任用資格が必要となっている。

なお、社会福祉主事の任用資格は、一定の要件を満たした者のうち、次の1～5いずれかに該当する者に限られている。

- 1 大学等で厚生労働大臣が指定する科目を3科目以上履修した者
- 2 知事指定の課程を修了した者(通常は「社会福祉主事資格認定通信課程」を修了した者)
- 3 社会福祉士
- 4 略
- 5 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者として厚生労働省令で定めるもの(精神保健福祉士等)

【背景】

自治体においては、複雑化する相談に柔軟に対応するため、学歴や資格等によらない人材確保が進んでいる。特に、福祉行政の現場では、他の行政機関や社会福祉法人、医療法人、NPO 法人などとの人事交流が活発に行われており、本市においてもこれらの実務経験者を職員として採用する事例が増えている。

【支障事例】

現在、各自治体の福祉事務所において、新たに生活保護業務に従事する職員は、資格要件1を満たしていなければ、資格要件2の「社会福祉主事資格認定通信課程」を受講するよう求められている。資格要件2の通信課程による資格取得は、職員が無資格で現業に従事している状況を是正するための方策として機能している一方で、通常業務を抱えながら1年間の通信課程及び5日間のスクーリングを受講する必要があり、職員に大きな負担が生じている。また、通信課程受講者は、1年間の通信課程の受講後に資格の認定が行われるため、実質1年間無資格の職員に現業業務を担わせている現状がある。

社会福祉法第15条第4項では、現業所員の実務内容として、「相談者へ面接等を通じた生活指導を行うこと」が挙げられており、現業所員には知識だけでなく、過去の実務経験等を踏まえた業務対応が求められていると考える。

自治体において多様な人材の確保が進む中、資格要件1を満たさない職員に資格要件2の「通信課程の修了」以外の選択肢として、新たに過去の実務従事経験等を加味した要件(例:社会福祉又は保健医療の分野での実務経験が〇年以上ある者、社会福祉又は医療分野の国家資格を有し、資格を活用した実務経験が〇年以上ある者)を創設することで、多様な人材を生活保護業務に登用することが可能となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実務経験を加味した要件を新設することで、職員の通信課程を受講する負担が減少し、実務に集中することができる。また、生活保護業務において、他の福祉保健分野で豊富な経験を積んだ職員などの多様な人材の登用が可能となる。

根拠法令等

社会福祉法第15条、第18条、第19条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、多賀城市、ひたちなか市、朝霞市、川崎市、相模原市、福井市、浜松市、名古屋市、半田市、小牧市、寝屋川市、高知県、長崎市、諫早市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

OCW や SV に従事する者が、要件を満たさない場合、「社会福祉主事資格認定通信課程」を受講せねばならず、生活保護業務に従事しながらの受講は、労力的に負担となっている。また、自治体の財政状況からも、出張旅費代や受講料が負担となっている。

○他の保健福祉分野で経験を積んだ職員が増えることにより、職員間での学びの機会が生まれ、生活保護業務に従事する職員全体のレベルアップに繋がることが期待できる。

○本市生活援護課においても、査察指導員やケースワーカーなど、ケースワーク業務に関わる職員については22名おり、うち19名が有資格者、3名は資格を有しない職員である。有資格率は86.4パーセントと充足した職員配置であり、大学卒業後の新卒者の配置も少なくない。資格を有しない査察指導員とケースワーカーの計3名とも、過去よりケースワーカーとして事務従事していた経験もあり、現況の業務に支障はない。むしろ、豊富な経験を生かし、ケースワーカーの育成支援も十分に実施できている。また、資格要件の一つとして、「社会福祉主事資格認定通信課程」を一定の期間に受講すれば、資格が付与されるとのことであるが、職員は現状の業務に奔走しており、現状では困難なものとする。業務の効率性だけでなく、効果の面からも社会福祉主事の任用資格要件に実務従事経験を加味するなどの要件を追加いただきたく提案する。

○本市担当部署においても人事異動に伴い配属される職員のほとんどは「大学等で厚生労働大臣が指定する科目を3科目以上履修した者」に該当する者として社会福祉主事の任用資格要件に当てはめて生活保護業務を執行している。しかしながら異動してきた社会福祉主事の資格を有しない複数の職員の中には大学等に進学していなかった者や、通信課程に参加できなかった者(予算の関係上通信課程を受講できる人数は限られているため)もいる。そのため、社会福祉主事の任用要件を満たしていない者が要件を有している者とともに当該業務を執行し、翌年度の通信課程に参加をすといった状況である。そのため提案のあった実務従事経験を加味した要件が追加されれば、緩和要件に該当した者であれば速やかに生活保護業務を執行できるものとする。

○本市においても今後同様の事態が生じた際の現業員の負担軽減および多様な人材登用の観点から、社会福祉主事の任用資格要件の緩和を求める。

○社会福祉主事通信課程受講者は、通常業務を抱えながら1年間の通信課程及びスクーリング研修を受講する必要があり負担が大きいほか、1年間の通信課程の受講後に資格の認定が行われるため、実質1年間無資格の職員に現業業務を担わせている現状がある。また、通信過程受講に必要な受講料(負担金)や旅費について、毎年、一般財源から200万円程度の予算を確保する必要がある。

各府省からの第1次回答

社会福祉主事はその職務の特性に鑑み、任用要件を定めているところである。

現在の社会福祉主事任用要件において、大学や養成機関等で一定の教育を受けることや社会福祉士等の資格取得を求めている点を踏まえると、実務経験のみでは社会福祉主事としての職務に必要な知識等の習得が必ずしも認められず、ご提案内容を実現することは困難と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、必ずしも法令で定める要件そのものを緩和するのみならず、養成機関等課程のカリキュラムの見直しも含めて、全体的な要件の緩和を提案するものである。本提案の実現により、福祉の担い手の多様化や裾野の広がりが期待されるため、是非前向きに検討いただきたい。

現在の要件では、専門職として採用されることが多い国家資格有資格者を除けば、大学等で一定の科目を履修している場合、知事指定の課程を修了した場合に限られ、大学等での履修要件を満たしていない場合には、必然的に知事指定の課程の受講が不可欠となっている。これは、他の分野に従事している職員が、生活保護業務を志した場合に資格要件を満たすための唯一の方法であるが、通常業務を抱えながら1年間の通信課程と数日間のスクーリングを受講することの負担感が資格取得の妨げになっている面がある。

また、近年の自治体職員の採用では、多様な人材を確保することに力を入れており、学歴や筆記試験の成績だけでなく、人物重視、経験重視での採用が進み、社会福祉法人やNPO法人、医療機関等で福祉に携わっていた方の採用や人事交流も盛んになっている。こうした経験豊富な職員の場合も、国家資格や大学等での履修要件を満たしていなければ、福祉の経験が全くない職員と同様の課程を全て受講する必要があり、修了までの間は即戦力にはならない支障も生じている。

これらの現実的な支障を解消するため、養成機関等の課程を見直し、福祉分野における実務経験がある者とそうでない者の受講カリキュラムを細分化し、前者の場合には一部のカリキュラムを省略するなど、資格取得の負担の軽減を図ることも含めた要件の緩和を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【熊本市】
社会福祉主事任用資格は、習得のルートについて、「大学等で厚生労働大臣が指定する科目を3科目以上履修した者」を任用することが認められている。

この点において、3科目のみで社会福祉主事としての職務に必要な知識を有していると判断されているが、指定科目の内訳を見るに、直接的に福祉事務所の業務に関係のない3科目を取得していたとしても、社会福祉主事へ任用できることとなり、福祉事務所の立場からすると、直近において他の実務経験を有しているの方が明らかに職務に必要な知識を有していると判断されることもあり、お考えと実際の現場における知識に対する認識の乖離があると言わざるを得ない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
社会福祉法第15条第6項及び第19条第1項は、地方分権改革推進委員会第2次勧告ではメルクマール非該当とされているため、義務付けは廃止すべきである。

各府省からの第2次回答

実務経験のみで社会福祉主事任用資格の取得を認めることは適切ではなく、養成課程等における知識・技術の習得による一定の水準の確保が必要と考えているが、社会福祉主事の資格については令和元年度の地方分権改革に関する提案を受けて、見直しを行い、指定科目の読替に関する通知改正を行ったところ。

まずは、通知改正を踏まえ、どのような課題が生じているのかなど実態調査を行った上で、調査で把握した具体的な課題に応じて検討を進めていく。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省】
(25)社会福祉法(昭26法45)
社会福祉主事任用資格要件(19条1項)については、令和6年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・総務省・厚生労働省・国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	5	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

公営住宅の家賃決定に係る収入申告書提出の省略

提案団体

常総市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報や福祉サービスの受給状況等の提供を受け、入居者から収入申告書や減額免除申請書の提出を省略できるように、公営住宅法の収入申告要件を緩和してもらいたい。

具体的な支障事例

家賃決定に際し、入居者に収入申告書の提出を求めるが、期限内に提出がないケースが多く、電話や通知による催告を何度も行うことが業務負担となっている。また、報告の請求を行ったにもかかわらず提出がない場合、近傍同種の住宅の家賃として家賃決定することになる。家賃が高額になると、支払いが滞り、債務整理の対応業務にも苦慮している。収入申告書の未提出者の中には、職を失い収入がないケースや、福祉サービスの提供を受ける状況に陥っているなど、減額免除の対象になるが、本人からの申告書が提出されていないために、近傍同種の住宅の家賃(高額な家賃)が賦課され債務不履行にいたる悪循環が生まれている。

公営住宅の公的給付としての性質に鑑み、申告を必要としていることは承知しているが、マイナンバーの活用等により税情報の関係書類等の提出が省略可能となった現状も踏まえ、見直しの余地はあるものと考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申告手続のため来庁した入居者やその家族からは、毎年同じ書類を出させられるという意見や、確定申告の情報を使ってもらえばいいのに、といった意見が寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

(住民の利便性の向上)

収入申告書の提出が不要となるため、書類の提出や来庁の回数を削除できる。
収入申告書の提出漏れがなくなり、収入に応じた適切な家賃を支払うことが可能となる。

(行政の効率化)

収入申告書、減免申請書、リマインド通知、家賃未納の督促状、催告書等の通知を発送する業務を削除できる。
家賃決定や納付に関する相談数減、他部署へのデータ出力依頼等の業務を削除できる。

根拠法令等

公営住宅法第16条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、相模原市、福井市、美濃加茂市、島田市、半田市、稲沢市、枚方市、小野市、熊本市

○当市も、収入申告書を期限内に提出されないケースがあり、電話や通知による催告を何度も行うことが業務負担となっている。また、家賃の件についても同様の問題が起きている。その為、マイナンバーを活用することで事務の負担軽減につながるのであれば賛同したい。

○当市においても、収入申告書の提出については、多くの時間を費やしている事務の一つである。見直しを行うことで、事務軽減につながるだけでなく、入居者の負担軽減や所得に応じた適正な家賃算定、さらには滞納者の減少にもつながると思われる。

○左記支障事例と同様の事務負担が生じており、提案にある住民の利便性の向上及び行政の効率化を鑑み、収入申告に関する要件緩和が必要。（公営住宅法施行規則第7条第2項に規定するマイナンバーの運用方法を拡充し、前項の規定により必須としている書面での提出要件を緩和するなどの措置が必要。）

○当市では入居世帯約300件に対して、1回目の通知で約50件程度期限までに収入申告書の提出がなく、2回目の督促で残り約40件程度提出があり、残りの約10件程度が訪問するなどに対応している現状があるため、提案市の提案に賛成する。

各府省からの第1次回答

公営住宅法第16条第1項において、家賃の決定を入居者からの収入申告に基づくこととしている趣旨は、低廉な家賃で公営住宅に居住することは公的給付を受けることと同視できるところ、当該給付を受けるためには給付を受けようとする者が申告することが原則であるためである。

このため、入居者からの何らの申告なく低廉な家賃を設定することは困難であるが、現行制度上でも、収入の申告に係る書面の内容の簡素化により、行政側の事務負担軽減や住民の利便性の向上を図ることは可能であると考える。

例えば、入居者に具体的な金額の記載を求めのではなく、「所得証明書等に記載の所得金額のとおり」や「収入なし」といった簡易な選択肢による申告を求め、申告を受理した事業主体がマイナンバー等を活用することにより家賃算定に必要な情報を取得し、家賃を決定する方法も考えられる。

なお、公営住宅法第16条第5項は家賃の減免ができる旨を規定しているのみであり、公営住宅法令上減額免除申請書の提出を求めているため、各事業主体の裁量により申請書の提出によらない方法とすることも考えられる。

法務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	196	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

不動産登記事務に係る戸籍証明書等の公用請求への戸籍情報連携システムの活用

提案団体

青森市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

不動産登記事務に係る戸籍証明書等の確認業務について、市町村への公用請求をせず、戸籍情報連携システムを活用し、市町村の業務を改善する。

具体的な支障事例

長期相続登記等未了土地の相続登記等に関する不動産登記事務において、登記名義人の法定相続人調査のため、登記名義人の「出生から現在戸籍まで」の戸籍証明書等の公用請求が本籍地市町村へされている制度である。

その制度に係る対象者件数が大量であることと、各登記名義人の出生から現在戸籍までの戸籍証明書等が必要となるため、1件の作成に時間を要している。

平成30年の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、法定相続人情報作成の要件が緩和され対象となる件数が増加したこと、令和6年の相続登記の義務化等により、上記の制度による請求に加えて、登記名義人の出生から死亡までの戸籍証明書等の請求が増大している状況にある。

これらのことから、長期相続登記等未了土地の相続登記等に関する不動産登記事務において、登記名義人の法定相続人調査については、令和6年3月から運用が開始された戸籍情報連携システムの戸籍副本情報について、管轄法務局戸籍課は閲覧可能であることから、登記部門についてもこれを活用できるようにする制度改正を提案するものである。

「在外公館における外務省経由の戸籍副本参照」、「相続税法第58条通知のデジタル化：市町村から税務署への紙提出を改め、法務省から国税庁へのデジタル通知に」、「旅券申請手続きにおける戸籍電子証明書の利用開始」といった戸籍情報連携システムによる副本情報が活用されている事例もあることから、更なる戸籍情報連携システムを活用した業務の改善を提案。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

法務局の委託を受けた司法書士から戸籍証明書等の迅速な発行を求める要望が出ている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

請求者である法務局登記部門にとっては時間短縮となり、市町村にとっても、事務負担の軽減が見込まれる。

根拠法令等

戸籍法第10条の2第2項、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第44条、戸籍法施行規

則第 75 条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、銚子市、豊田市、広島市、松山市、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○当市でも法務局等から不動産登記事務にかかる公用請求が一定数あり、戸籍情報連携システムの利用拡大により公用請求の必要が無くなり事務改善が図られるため。

○現状、不動産登記事務に係る戸籍証明書等の公用請求の対応を行う事務負担が年度を通じ生じている。そのため、法務局の登記部門が戸籍情報連携システムの戸籍副本情報を活用できれば、請求者及び市町村の業務負担の軽減につながると思われる。

各府省からの第1次回答

戸籍情報連携システムは、戸籍事務のために用いるシステムであることから、市区町村並びに法務局及び地方法務局（以下、「法務局」という。）の戸籍担当部署等の職員のみを利用者を限定している。

また、現状、長期相続登記等未了土地解消事業では、登記官の権限において被相続人等の本籍地市区町村に戸籍証明書等の公用請求を行っていることから、当該請求に係る処理は、1,892の市区町村に分散して行われることとなる。仮に、これを戸籍情報連携システムにおいて副本情報の参照を行って確認することとした場合、制度設計次第では、例えば、50箇所法務局に照会が集約されかねず、また、戸籍証明書等の検索に係るノウハウや人員もない中での対応となれば、確認までに要する時間が増加することにもなりかねない。

さらに、市区町村での戸籍情報連携システムへの負荷の程度・状況にも配慮する必要がある。

以上からすれば、本籍地市区町村への戸籍証明書等の公用請求により相続人調査を行うことには、現状、相応の合理性があると考えられる。

したがって、御提案の仕組みを導入することについては法務局における処理体制の実情を踏まえつつ、法務局への事務の集約による公共事業等の円滑な実施への影響と市区町村の事務負担の軽減とのバランスをとることができる現実的な仕組みを検討することが必要となると考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省・国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	52	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化

提案団体

福島市

制度の所管・関係府省

財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】平成 28 年度に創設された当該制度について、特別控除に添付する確認書は、相続した家屋等が存在若しくは存在した市町村が、申請書を確認し押印することとなっている。

【支障事例】申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合が多いこともあり、電話で制度や添付書類の説明を求められることも多い上、電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類等については、死後の時間経過に伴い既に処分されている場合も多いなど、書類のやり取りに時間や労力が掛かり、申請者・市区町村双方の負担になっている。

加えて、申請者から特別控除に該当するか否かの判断まで求められることも多く、その都度、管轄税務署に問い合わせるよう案内している。

また、この確認内容は、申請者(相続人)が提出した登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものではないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足ると考える。

当該確認事務については、法定受託事務としての性質を有するものと理解しているが、租税特別措置法及び同法施行令において法定受託事務として位置付けた上で行わせるべきものと考えられるがそうした定めがなく、地方自治法第2条第9項第1号に照らすと、この点でも問題があると考えている。

あわせて、当該確認事務のみならず、租税特別措置法に基づいて十分な根拠なく自治体に事務を義務付けている類似の制度については、見直しをされたい。

【支障の解決策】被相続人居住用家屋等確認申請書に係る市区町村の確認を省略し、当該特別控除を受ける申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結できるよう改める。

【参考】

①・1件あたり対応時間:約 30 分+1件あたり相談回数:約2回≒対応時間 60 分×41 件(R6)≒2,460 分
 ・1件あたり書類処理時間:約 20 分×67 件≒1,340 分
 ※申請の多くが、確定申告の関心が高まる 11~3月に集中する。

②・相談の多い添付書類「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」←どちらも建築物を除却、或いは被相続人が死亡後、数年経過している場合、処分してしまっていることが多く、相談の中心になっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特別控除を受ける手続を、市町村の確認を省略し、申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結すること、添付書類の簡素化により、申請者の手続に対する利便性が大きく向上する。

根拠法令等

租税特別措置法第 35 条、租税特別措置法施行令第 23 条、租税特別措置法施行規則第 18 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、さいたま市、上尾市、八千代市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、飯田市、名古屋市、稲沢市、寝屋川市、斑鳩町、今治市、熊本市、特別区長会

○確定申告の時期に問い合わせが集中し、書類確認や現地確認に時間を要することから、特に2、3月に職員
の負担となっている。

（参考：交付件数）

・R6：24 件

・R5：14 件

・R4：23 件

建物の閉鎖事項証明書や土地の登記事項証明書等、公共料金の使用中止日がわかる書類等、提出書類が多く、不備や不足があった場合、関係部署と市役所を何度も往復することになる。

○求められる添付書類が多く、また、ケースによって必要な添付書類が異なる等、確認書発行に要する区の事務負担が多い。区市町村を経由せず、直接税務署に書類を提出することにより、申請者（納税者）及び区双方の負担軽減につながると考え、当該確認事務の廃止を要望する。

○本市においても、制度説明や必要書類の判断まで対応する必要があることから、当該事務に係る事務負担は非常に大きい。本制度について、申請者が税務署に直接確認した場合でも、必ずと言っていいほど回答もせず市に聞くよう言うのみであり、事務負担を増大させている。空き家であったかどうかの確認は書類上で行うため税務署でも対応が可能である。申請者のサービス向上のため税務署で対応すること望む。

○制度が改正されたことに伴い、申請者ごとに個別対応を求められる事案が増加している。

○申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合、電話で制度や添付書類の説明を求められることが多い。Q&A では読み取れない事案もあり、申請者・市町村で税務署や国土交通省などに確認し、特別控除に該当するか否かの判断をしている状況である。特に年明けからは期日が迫るなか、申請件数も多くなり市町村の負担になっている。また、申請者は、確定申告前に市町村確認をし、その後本申請となることから、確定申告を完了するまでにかかなりの時間を要することとなっている。この市町村確認の内容は、申請者（相続人）が提出した登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものではないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足りることからも、申請者への負担軽減のためにも市町村確認を廃止すべきと考える。

○提案の趣旨に賛同する。本市では、制度創設から交付件数が増加傾向にあり、令和6年度の交付件数は平成 28 年度と比して3倍以上となっており、事務負担が多大となっていることから、添付書類や審査の簡素化等見直しをされたい。

○先般、被相続人居住用家屋等確認申請において、事前に管轄税務署に問合せを行っていたにも関わらず、税申告の際に控除利用ができないと判断された事例があった。本件のような事例があれば、住民トラブルの元となるだけでなく、市区町村が発行する確認書の効果が疑問視されることは明白である。また、最終的な判断が税務署でされることが大前提である中で、行政が確認書を発行する意義がわからない。こういったことから、本件について賛同する。

各府省からの第 1 次回答

被相続人居住用家屋等の確認事務については、

①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のものであること

②相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと

等の理由から、空き家の所在する市区町村において対応することが適切であり、市区町村に過度な事務負担を強いるものではないと判断し、市区町村における対応としているところである。

なお、市区町村の確認事務の軽減の観点では、支障事例で言及されている「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」の確認の意図としては、「相続時から譲渡の時まで事業の用等に供されていたことがないこと」、及び「身体上・精神上の理由により介護を受ける必要がありやむを得ず老人ホーム等に入所したものの完全に生活の拠点を移転したとは言えない場合は当該趣旨に反するものではないこと」を確認することであるため、「空き家の発生を抑制するための特例措置(3,000万円控除)に関する地方公共団体からの質問と国土交通省からの回答集」においても、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類として、支払証明書、料金請求書、領収書等を挙げていることや、老人ホーム等に入所していたことを証する書類について、利用料金の領収書や入所していた施設の記録等を認めるなど、状況に応じて代替書類等の提出を認めているところである。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	138	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者へ明渡請求を可能とすること

提案団体

岡崎市、西宮市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者へ明渡請求ができるよう、法改正を求める。

具体的な支障事例

【法改正の必要性】

全国では、1950～70年代に大量に建築された公営住宅が更新時期を迎えているが、老朽化した住宅や入居率の低下した住宅が団地内に点在するものも多く、自治体経営の逼迫や、コミュニティ・周辺環境の維持などが課題となっている。当市では、将来需要の予測に基づき管理戸数の削減を目指しているため、このような公営住宅の更新については、建替えだけではなく既存ストックを活用した団地の集約で対応したいと考えているが、現行制度では建替えを伴わないと明渡請求ができず、集約化を実現できなかった事例もある。

建替えを伴わずとも、移転先となる既存の公営住宅を同じ団地内や法定建替事業と同程度の範囲内に用意のうえ、入居者へ明渡請求することができれば先述の課題への解決策となる。

【制度の現状】

賃貸借契約を結ぶ建物において入居者へ明渡しを請求するには、借地借家法第28条により正当事由が必要とされている。公営住宅においては、その公共的性格に鑑み、明渡請求に正当事由を必要としない公営住宅法38条(建替関係の明渡請求)が存在するが、本提案のような建替えを伴わない団地集約についての明渡請求は制度化されていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【公営住宅の入居者からの意見】

空室率が高いことで団地内の草刈等の日常管理が大変になる。

【周辺住民からの意見】

空室率が高いことで団地の草刈や住棟の管理等が不十分になりがちで、周辺に悪影響を及ぼすこともある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【国や自治体のメリット】

既存ストックの活用により建替えと比較して歳出削減及び環境負荷の低減を図ることが可能となる。

団地内で空室率の高い複数の住棟が存在している場合、入居者を一か所へ集約することで空室となった住棟とその土地を処分等することができる。また、削減した管理費や土地の売却益は公営住宅事業の更新・改修費へ

充てることができる。

【入居者や周辺住民のメリット】

耐震性の劣る住戸の場合、耐震性の高い住戸へ移転することで入居者の安全確保が可能となり、また、敷地内の草刈や側溝清掃等の日常管理を住民が行っている団地については、敷地を適正規模まで縮小することで入居者負担が軽減され、周辺環境への影響も改善される。

根拠法令等

公営住宅法第2条第15項、第37条第4項第2号、第38条
借地借家法第28条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、佐倉市、福井市、名古屋市、稲沢市、佐賀県、熊本市

- 当市も同様に、耐用年限を迎える老朽住宅が多く、計画的な用途廃止を行うに当たり、制度改正は必要不可欠と考える。
- 当市でも、老朽化した住宅や入居率の低下した住宅があり、将来的には集約することも考えられるため、賛同する。
- 左記支所事例と同様の問題が将来的に生じる可能性があり、効率的な公営住宅の運営に向け、提案にある団地集約に向けた明渡請求の制度化が必要。
- 一部が土砂災害警戒区域内に該当するようになった公営住宅について、現地建替えを行うことは難しい。用途廃止を検討したいが、入居者が移転を希望しないことで、多くが空家になっていても、住宅の維持管理を継続せざるを得ないといった状況がある。
- 当市が管理している市営住宅には、公営住宅法施行令第13条に規定されている耐用年限を超過している住宅がある。このような住宅では入居者に安全な暮らしを提供できないことから、現入居者に対して移転するよう促している。しかし、入居者が明渡を拒否した場合、公営住宅法に基づき明渡請求することができない。そのため、建替えせずとも、老朽化した住宅の入居者に対して、明渡請求できるよう要件の拡大を求める。

各府省からの第1次回答

公営住宅法第38条第1項において、公営住宅建替事業により除却される公営住宅の入居者に対する明渡請求について定めている趣旨は、当該事業は公共性が高く画一的かつ迅速な実施が求められるためであり、併せて、入居者の居住の安定を確保するため、新しい公営住宅への再入居の保障・移転料の支払い・家賃の激変緩和措置等の措置を講じているところである。

建替えを伴わない団地集約の場合には、公営住宅建替事業のような入居者の居住の安定の確保のための措置が定められていないことから、入居者の居住の安定を確保する観点から、提案のような明渡請求を認める旨の法改正は困難である。